

一般社団法人新潟県建築士事務所協会懲戒規程

平成11年 3月15日 制定
平成20年10月29日 改正
平成25年 4月 1日 改正

(目 的)

第1条 一般社団法人新潟県建築士事務所協会（以下「本会」という）は、正会員が行う業務に係る不正行為及び不適切な行為に厳正に対処するため、本規程を定めるものである。

(懲戒事由及び懲戒権者)

第2条 正会員は、次の事項に該当する行為があったときは、懲戒の対象となる。

- 一 建築士法、建築基準法等建築関係法令に違反し、行政上の処分を受けたとき
- 二 本会の定款若しくは倫理規程に反したとき
- 三 本会の秩序を乱し、又は信用を失墜する行為があったとき
- 四 建築士事務所業務に関する苦情対象事務所として誠実な対応を怠ったとき

2 懲戒は、理事会の議決に基づいて行う。ただし、除名については、総会の議決に基づくものとする。

(懲戒の種類)

第3条 懲戒は、次の4種とする。

- 一 文書注意
- 二 会員の資格停止
- 三 退会勧告
- 四 除 名

(公 表)

第4条 本規程により処分を受けた者に対して、その内容が書面で本人に通知され、処分が確定した後、会報等でその内容を公表することができる。

(懲戒の調査及び通知)

第5条 会長は、正会員が行った行為に懲戒の事由があると思料するときは、速やかに倫理委員会にその調査をさせなければならない。

- 2 倫理委員会は、調査を求められたときは、速やかに調査の期日を定め、調査を受ける正会員にその旨を通知しなければならない。
- 3 前項による通知を受けた正会員は、調査期日に指定された場所に出向き、調査を受けなければならない。
- 4 倫理委員会は、調査に関し必要があるときは、当事者及び関係者に対して、説明又は資料の提出を求めることができる。
- 5 倫理委員会は、前3項及び前項による調査の結果に関する報告書を速やかに会長に提出する。この場合、懲戒処分が妥当と思料したときは、その懲戒の種類を記するものとする。
- 6 理事会は、倫理委員会が行った調査報告書に基づいて審議するとともに、対象となる正会員に弁明の機会を与えなければならない。
- 7 理事会は、正会員を懲戒することが相当と認めたときは、速やかにその内容を書面により懲戒対象となる正会員に通知しなければならない。

(規程の改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の承認を得て行う。

附 則

この規程は、平成21年1月5日より施行する。

附 則

この規程は、一般社団法人の設立登記の日から施行する。